

令和5年11月30日開会

令和5年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

（その2）

目 次

第 2 号	令和5年度徳島県一般会計補正予算（第6号）	1頁
第 3 号	令和5年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	5
第 4 号	徳島県公害紛争処理条例等の一部改正について	7
第 5 号	職員の旅費に関する条例の一部改正について	9
第 6 号	徳島県部等設置条例の一部改正について	11
第 7 号	知事の退職手当の特例に関する条例の制定について	15
第 8 号	徳島県税条例等の一部改正について	17
第 9 号	徳島県こども未来基金条例の制定について	19
第 10 号	徳島県公告式条例の一部改正について	21
第 11 号	日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約について	23
第 12 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	25
第 13 号	教育用パソコンの購入契約について	27
第 14 号	当せん金付証票の発売について	29
第 15 号	徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について	31
第 16 号	徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について	33
第 17 号	旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について	35
第 18 号	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	37
第 19 号	訴えの提起に係る専決処分の承認について	41
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	43
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	45
報告第3号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	47

補正予算説明

1	令和5年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書	51頁
(1)	歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書	51
1	総括	51
2	歳入	55
3	歳出	57
(2)	補正予算（第6号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	67
2	令和5年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）説明書	69

第 2 号

令和5年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

令和5年度徳島県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,138,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,299,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		千円 9,032,951	千円 1,138,600	千円 10,171,551
	1 繰越金	9,032,951	1,138,600	10,171,551
歳入	合計	533,160,726	1,138,600	534,299,326

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 33,495,423	千円 100,000	千円 33,595,423
	2 企画費	6,124,843	100,000	6,224,843
3 民生費		70,101,912	1,000,000	71,101,912
	2 児童福祉費	14,009,641	1,000,000	15,009,641
4 衛生費		40,492,611	6,100	40,498,711
	1 公衆衛生費	9,871,685	6,100	9,877,785
7 商工費		70,670,787	30,000	70,700,787
	3 観光費	2,817,582	30,000	2,847,582
10 教育費		86,035,980	2,500	86,038,480
	7 保健体育費	1,221,965	2,500	1,224,465
歳出合計		533,160,726	1,138,600	534,299,326

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	広域交流連携推進費	千円 30,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事項	期間	限度額
徳島県立南部防災館の管理運営協定	自 令和6年度 至 令和10年度	62,526千円
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	自 令和6年度 至 令和10年度	288,705千円

第 3 号

令和5年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度徳島県流域下水道事業会計予算に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期 間	限 度 額
旧吉野川流域下水道の管理運営協定		自 令和6年度 至 令和10年度	1,704,953千円

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第四号

徳島県公害紛争処理条例等の一部改正について

徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例

（徳島県公害紛争処理条例の一部改正）

第一条 徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「、知事が定めるところにより」を削り、「徳島県収入証紙をもつて」を「手数料を」に改め、同項を同条第三項とする。

（徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（使用料等の納付）

第六条 使用料及び手数料は、申請等の際納付し、又は納入通知書の指定する納期限までに納付しなければならない。

（徳島県飼料検定条例の一部改正）

第三条 徳島県飼料検定条例（昭和五十二年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、徳島県収入証紙により」を削る。

附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

提案理由

証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料について、これ以外の方法による徴収を可能とし、納付する者の利便性の向上を図るため、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 知事、副知事、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する者を除く。）（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者を除く。）をいう。

第二条第一項第六号中「採用された職員」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同条第二項中「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第二号）」を、「徳島県学校職員給与条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第四号）」を、「徳島県地方警察職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）」を加え、「による」を「（以下「行政職給料表」という。）による」に改める。

第三条第一項中「その」を「当該」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第二項第一号中「ため」を「ための」に、「には」を「には、」に改め、同条第三項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「より、」を「より」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に、「旅費は」を「旅費は、」に改め、同条第四項中「ため」を「ため、」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第五項中「旅費」を「旅費」に、「以下本条」を「次項」に、「第四条第三項」を「次

第五号 職員の旅費に関する条例の一部改正について

条第三項」に、「より、」を「より」に、「あつた」を「ある」に、「うち、」を「うち」に改め、同条第六項中「より、」を「より」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項及び第二項の規定による赴任に係る旅費の支給を受けることができない職員又はその遺族であつて、これらの規定により赴任に係る旅費の支給を受けることができる者との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるものには、この条(第四項を除く。)の規定に準じて、赴任に係る旅費に相当する旅費を支給することができる。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第三十八条を削り、第三十九条を第三十八条とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定(新たに採用された職員が赴任した場合の旅費に係る部分に限る。)は、令和五年十月一日以後に新たに採用された職員の旅費について適用する。

提案理由

他の都道府県の状況に鑑み、新たに採用された職員に対し、赴任に係る旅費を支給することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県部等設置条例の一部改正について

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例

徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次の部及び局」を「知事直轄組織（秘書、広報及び県行政の総合的な企画調整並びに知事の特命に関する事項を分掌する組織をいう。）及び次の部」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 危機管理部
- 二 企画総務部
- 三 観光スポーツ文化部
- 四 生活環境部
- 五 こども未来部
- 六 保健福祉部
- 七 経済産業部
- 八 農林水産部
- 九 県土整備部

第二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部等」を「部」に改め、同条第一号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改め、二を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「経営戦略部」を「企画総務部」に改め、ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。

へ 統計に関すること。

第二条中第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 観光スポーツ文化部

イ 観光振興及びにぎわいの創出に関すること。

ロ スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

ハ 文化振興及び文化財の保護に関すること。

第二条第四号を次のように改める。

四 生活環境部

イ 県民協働の促進及び県民生活の向上に関すること。

ロ 地域振興に関すること。

ハ 環境の保全及び創造に関すること。

ニ 労働に関すること。

第二条第九号を削り、同条第八号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同条を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、同条第六号中「商工労働観光部」を「経済産業部」に改め、同条八中「観光」を「デジタル社会の推進」に改め、同条二を削り、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 こども未来部

イ 子育て支援に関すること。

ロ 次世代育成に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第五イの表中「、総令員」と、「、総令員」に「、センター等」を、「、センター等」に「、困難な」と、「、困難な」に「、部長、」を「部長、」に改め、同表ハの表中「課長、」を「課長、」に改め、同表の備考中「とは、」を「とは、」に「知事」を「設置された知事」に改め、「として設置された部及

び局」を距ら、「それぞれ「部」及び「局」や「直近下位組織」に「並びに同項の規定に基づき当該部及び局」や「及び直近下位組織」に「規則」や「規則」に「部、局」や「直近下位組織」に改める。

提案理由

県政の重要課題に総合的かつ的確に対応するため、知事の直近下位の内部組織について再編を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

知事の退職手当の特例に関する条例の制定について

知事の退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

知事の退職手当の特例に関する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）第二条の規定にかかわらず、令和五年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在の任期に係る知事の退職手当を支給しないこととするため、特例措置を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例等の一部を改正する条例

（徳島県税条例の一部改正）

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号及び第三号中「県民税及び」を「個人の県民税及び個人の」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「と個人」を「個人」に、「との」を「及び森林環境税の課税額の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 森林環境税の課税額の総額

第二十条の十第二項及び第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「場合においては」を「と認める場合には」に改める。

附則第十八項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に、「「特例適用住宅」を「特例適用住宅」と、「同条第二項第一号」を「法第七十三条の二十四第二項第一号」に改める。

（徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 徳島県税条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十一の見出し及び同条の改正規定中「の見出し中「徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条」及び「、「徴収金」を「徴収金又は森林環境税に係る徴収金」に」を削り、「場合は」を「場合（当該地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金を併せて県に払い込む場合を含む。）は」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第二十条の十の改正規定（同条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号を改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える改正規定を除く。）及び附則第十八項の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十第一項第四号及び第五号の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の県民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収の開始に伴い、個人の県民税の賦課徴収に関し市町村長が報告すべき事項について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県こども未来基金条例の制定について

徳島県こども未来基金条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県こども未来基金条例

(設置)

第一条 本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例（平成二十五年徳島県条例第十四号）その他の法令等を踏まえて実施することも及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分に関する特例)

2 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

(徳島県安心こども基金条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

一 徳島県安心こども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）

二 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例（令和二年徳島県条例第十五号）

(徳島県安心こども基金条例等の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の徳島県安心こども基金条例による徳島県安心こども基金及び同項の規定による廃止前の徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例による徳島県次世代はぐくみ未来創造基金は、この条例による基金とみなす。

提案理由

本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例その他の法令等を踏まえて実施することも及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県公告式条例の一部改正について

徳島県公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十一月三十日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公告式条例の一部を改正する条例

徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「趣旨」を付し、同条中「第十六条」を「第十六条第四項及び第五項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二条に見出しとして「（条例の公布）」を付し、同条第一項中「及び規則」及び「又は制定」を削り、同条第二項中「及び規則」を削り、「但し」を「ただし」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改め、同項に項番号を付する。

第三条に見出しとして「（知事の定める規則の公布等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

知事の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

第三条第二項中「前項の」の下に「規則その他の」を加え、同項に項番号を付する。

第四条を次のように改める。

（県の機関の定める規則の公布等）

第四条 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他の県の機関（知事及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則その他の規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第一項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第五条に見出しとして「（規則その他の規程の施行期日）」を付し、同条中「規則又は県」を「知事又は県」に改め、「及び」及び「それぞれ」を削り、「又は規程をもつて」を「その他の規程をもつて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公文書の電子的管理の推進及び業務の効率化に資するため、規則その他の規程の公布又は公表に係る規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約について

令和4年12月15日議決を経た日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 2,068,000,000円」を「5 契約金額 2,125,222,000円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工	事	名	街路工事			
2	路	線	名	徳島東環状線			
3	工	事	箇	所	徳島市末広2丁目 末広住吉高架橋		
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月10日まで			
5	契	約	金	額	1,571,845,000円		
6	契	約	の	方	法	一般競争入札	
7	契	約	の	相	手	方	横河ブリッジ・宮本鉄工建設 街路工事共同企業体 代表構成員 千葉県船橋市山野町27番地 株式会社 横河ブリッジ 代表取締役 吉田昭仁 代理人 大阪府大阪市中央区本町四丁目3番9号 株式会社 横河ブリッジ 大阪支店 支店長 高藤伸治 構成員 阿南市那賀川町赤池326番地1 宮本鉄工建設株式会社 代表取締役 宮本敏光

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

教育用パソコンの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 5 年 11 月 30 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | | | | |
|---|---|---|---------|---|
| 1 | 物 | 件 | 名 | 令和5年度教育用パソコン |
| 2 | 納 | | 期 | 徳島県議会の議決のあった日から令和6年3月20日まで |
| 3 | 契 | 約 | 金 額 | 50,047,800円 |
| 4 | 契 | 約 | の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契 | 約 | の 相 手 方 | 徳島市東吉野町1丁目10番地の1
四国通建株式会社徳島支店
支 店 長 末 善 正 美 |

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により、令和6年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立南部防災館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 海部郡海陽町大里字上中須128番地
海陽町 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

- | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---------------------------------|
| 1 | 施設 | の | 名 | 称 | 徳島県月見が丘海浜公園 |
| 2 | 指定 | 管 | 理 | 者 | 徳島市幸町一丁目47番地3
株式会社 スタッフクリエイト |
| 3 | 指定 | の | 期 | 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 旧吉野川流域下水道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地5
旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号イを次のように改める。

イ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第4条第1項及び第2項に規定する協議会の組織に関する事務

第4条第2項中「、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を削り、「同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）」を「同項第3号ア」に改める。

第8条中「39人」を「40人」に改める。

別表総務費の部を次のように改める。

総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号イからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10

第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

(1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）

(2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務

（負担金の徴収に係る経過措置）

- 3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年11月30日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

訴えの提起について

貸金返還請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

令和5年11月10日専決

徳島県知事 後藤田 正 純

貸金返還請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
阿南市宝田町井関307番の1 阿南アスファルト協同組合	(1) 金941,333,285円及び内金179,241,148円に対する令和4年12月13日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
吉野川市在住 1名	円 26,378	令和5年4月18日	吉野川市地内	令和5年10月23日
徳島市在住 1名	1,150,000	令和5年7月5日	徳島市地内	令和5年10月24日
板野郡北島町在住 1名	314,450	令和5年8月21日	板野郡北島町地内	令和5年10月24日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡藍住町在住 1名	円 152,000	令和5年5月19日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和5年10月31日
和歌山県和歌山市在住 1名	8,000	令和5年6月1日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和5年10月31日
徳島市在住 1名	63,000	令和5年6月8日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	令和5年10月31日
小松島市在住 1名	25,000	令和5年6月25日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和5年10月31日
小松島市在住 1名	11,000	令和5年6月29日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和5年10月31日
徳島市在住 1名	37,000	令和5年7月1日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年10月31日
阿南市在住 1名	99,000	令和5年7月1日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年10月31日

徳島市在住 1名	10,000	令和5年7月2日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年10月31日
徳島市所在 1法人	601,000	令和5年7月10日	徳島市地内 (県道神山鮎喰線)	令和5年10月31日
阿南市在住 1名	39,000	令和5年7月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年10月31日
名東郡佐那河内村在住 1名	840,000	令和5年7月29日	名東郡佐那河内村地内 (県道小松島佐那河内線)	令和5年10月31日
板野郡松茂町在住 1名	160,000	令和5年8月15日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和5年10月31日
那賀郡那賀町在住 1名	739,000	令和5年8月31日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年10月31日
小松島市在住 1名	54,000	令和5年9月5日	名東郡佐那河内村地内 (県道小松島佐那河内線)	令和5年10月31日
那賀郡那賀町所在 1法人	198,000	令和5年9月6日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年10月31日
那賀郡那賀町所在 1法人	282,000	令和5年9月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年10月31日

報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
埼玉県さいたま市所在 1法人	円 8,415	令和5年8月27日	徳島市地内	令和5年10月24日

補 正 予 算 説 明 書

令和5年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書

歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	84,000,000	—	84,000,000	—
02 地方消費税清算金	36,349,000	—	36,349,000	—
03 地方譲与税	14,642,000	—	14,642,000	—
04 地方特例交付金	330,000	—	330,000	—
05 地方交付税	149,500,000	—	149,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	220,000	—	220,000	—
07 分担金及び負担金	938,297	—	938,297	—
08 使用料及び手数料	5,759,745	—	5,759,745	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	81,633,638	—	81,633,638	—
10 財産収入	758,778	—	758,778	—
11 寄附金	18,307	—	18,307	—
12 繰入金	90,007,662	—	90,007,662	—
13 繰越金	9,032,951	1,138,600	10,171,551	55
14 諸収入	16,476,348	—	16,476,348	—
15 県債	43,494,000	—	43,494,000	—
歳入合計	533,160,726	1,138,600	534,299,326	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	993,959	—	993,959				—	
02 総 務 費	33,495,423	100,000	33,595,423				100,000	57
03 民 生 費	70,101,912	1,000,000	71,101,912				1,000,000	59
04 衛 生 費	40,492,611	6,100	40,498,711				6,100	61
05 労 働 費	4,431,820	—	4,431,820					—
06 農 林 水 産 業 費	31,544,789	—	31,544,789					—
07 商 工 費	70,670,787	30,000	70,700,787				30,000	63
08 土 木 費	56,339,774	—	56,339,774					—
09 警 察 費	21,783,637	—	21,783,637					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,035,980	2,500	86,038,480				2,500	65
11 災害復旧費	10,651,135	—	10,651,135					—
12 公債費	68,215,386	—	68,215,386					—
13 諸支出金	38,253,513	—	38,253,513					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 1,138,600	△1,138,600	—
歳出合計	533,160,726	1,138,600	534,299,326			1,138,600	0	—

2 歳 入

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	9,032,951	1,138,600	10,171,551	01 繰 越 金	1,138,600	
計	9,032,951	1,138,600	10,171,551			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 計画調査費	3,166,388	30,000	3,196,388				30,000	08 旅 費	200	1 広域交流連携推進費 30,000
								10 需 用 費	400	
								11 役 務 費	400	
								12 委 託 料	29,000	
03 運輸交通費 対 策 費	921,343	70,000	991,343				70,000	12 委 託 料	11,160	1 航空対策費 70,000 国際便就航促進費等補助金 58,840 事務費 11,160
								18 負担金、補助 及び交付金	58,840	
計	6,124,843	100,000	6,224,843				100,000			

（款） 03 民 生 費

（項） 02 児 童 福 祉 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 児 童 福 祉 費 総 務 費	5,217,686	1,000,000	6,217,686				1,000,000	24 積 立 金	1,000,000	1 子育て支援臨時特別対策費
										こども未来基金積立金 1,000,000
計	14,009,641	1,000,000	15,009,641				1,000,000			

（款） 04 衛 生 費

（項） 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 予 防 費	5,495,430	6,100	5,501,530				6,100	18 負担金、補助 及び交付金	6,100	1 健康増進普及費 脊柱側弯症機器検診導入体制整備事業費 補助金 6,100
計	9,871,685	6,100	9,877,785				6,100			

(款) 07 商 工 費

(項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	2,817,582	30,000	2,847,582				30,000	12 委 託 料	30,000	1 観光とくしま促進費 30,000
計	2,817,582	30,000	2,847,582				30,000			

（款） 10 教 育 費

（項） 07 保 健 体 育 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 体育振興費	916,407	2,500	918,907				2,500	12 委 託 料	2,500	1 競技スポーツ重点強化対策費 2,500
計	1,221,965	2,500	1,224,465				2,500			

補正予算（第6号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立南部防災館の管理運営協定	千円 62,526		千円	自 令和6年度 至 令和10年度	千円 62,526	千円	千円	千円 1,040	千円 61,486
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	288,705			自 令和6年度 至 令和10年度	288,705				288,705

令和5年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）説明書

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	県 支 出 金	そ の 他
旧吉野川流域下水道の管理運営協定	千円 1,704,953		千円	自 令和6年度 至 令和10年度	千円 1,704,953	千円	千円	千円 1,704,953

